

# 止めよう! 変形労働制 23

「止めよう! 変形労働制」ニュース No.23

全北海道教職員組合

2019.11.22

## そもそも、この法案の目的は、教員の異常な長時間労働の改善が「急務」との認識

### ●「給特法一部改正法案」が、19日の衆議院本会議で可決され、参議院へ

11月19日、衆議院本会議において、公立学校に「1年単位の変形労働時間制」導入を可能とする「給特法の一部を改正する法律案」が与党と維新の会などの賛成多数により可決され、参議院に送られることになりました。

1日8時間労働という労働時間の原則を壊すことになる重大な法案にもかかわらず、委員会での審議は参考人招致を含め、わずか4日間の審議で拙速に採決を行ったことは、許されるものではありません。

### ●そもそも、この法案の目的は、異常な長時間労働の改善が「急務」との認識

法案を説明する「概要」では、その目的を次のように説明しています。

- 我が国の教師の業務は長時間化しており、近年の実態は極めて深刻。
- 持続可能な学校教育の中で教育成果を維持し、向上させるためには、教師のこれまでの働き方を見直し、子供たちに対して効果的な教育活動を行うことができるようにすることが急務。
- このため、学校における働き方改革を推進するための総合的な方策の一環として（中略）改正する。

1点目と2点目の認識はとても重要です。要するに、「教師の業務は長時間」「実態は極めて深刻」であり、教育の質を維持するため「教師のこれまでの働き方を見直し」することが「急務」であるとの認識を示しているのです。

しかし、その結果が、なぜ3点目の、変形労働導入を可能とする法改正案につながるのか、理解ができません。この制度導入を初めて表明した柴山昌彦文部科学大臣(当時)が、「変形労働時間制を導入することで、教師の業務や勤務が縮減するわけではない」(2019年1月7日「日本教育新聞」と述べていることも矛盾します。

### ●「参議院で、徹底審議の上、廃案を!」ともに声を上げましょう

衆議院文部科学委員会での審議はわずかでしたが、それでも、これまでこのニュースでもお知らせしてきたとおり、この制度導入の数々の問題点が明らかになっています。それでも、あえて制度を導入をするねらいは、繁忙期の勤務時間を増やすことで、見せかけの残業時間を削減することにあるとしか考えられません。このようなごまかしで、教員の異常な長時間労働が放置されてはたまりません。変形労働導入ではなく、教職員の大幅増などの抜本的改善こそ必要です。参議院で、徹底審議の上、廃案を!ともに声を上げましょう。

公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部を改正する法律案の概要

**趣 旨**

公立の義務教育諸学校等における働き方改革を推進するため、教育職員について一年単位の変形労働時間制を条例により実施できるようにするとともに、文部科学大臣が教育職員の業務量の適切な管理等に関する指針を策定及び公表することとする。

**概 要**

○我が国の教師の業務は長時間化しており、近年の実態は極めて深刻。

○持続可能な学校教育の中で教育成果を維持し、向上させるためには、教師のこれまでの働き方を見直し、子供たちに対して効果的な教育活動を行うことができるようにすることが急務。

○このため、学校における働き方改革を推進するための総合的な方策の一環として、以下の措置を講ずるよう、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法(給特法)の一部を改正する。

**1. 一年単位の変形労働時間制の適用(休日のまとめ取り等)【第5条関係】**

○夏休み等児童生徒の長期休業期間中の教師の業務の時間は、学期中よりも短くなる傾向。

○学期中の業務の縮減に加え、かつて行われていた夏休み中の休日のまとめ取りのように集中して休日を取ることが可能となるよう、公立学校の教師については、地方公共団体の判断により、一年単位の変形労働時間制の適用を可能とする(※)。

※改正の内容

- ・一年単位の変形労働時間制を規定した労働基準法第32条の4(地方公務員は地方公務員法第58条により適用除外)について、公立学校の教師に対して適用できるように、地方公務員法第55条の読み替え規定を添付する。
- ・その際、労働基準法において労使協定により定めるとされている事項(対象となる労働者の範囲、対象期間、労働日ごとの労働時間等)については、勤務条件条例主義を踏まえ、条例により定めると読み替える。

**2. 業務量の適切な管理等に関する指針の策定【第7条関係】**

○公立学校の教師が所定の勤務時間外に行う業務の多くが、超過勤務命令によらないものであると踏まえ、文部科学大臣は、公立学校の教師の健康及び福祉の確保を図ることにより学校教育の水準の維持向上に資するため、教育職員の業務量の適切な管理等に関する指針を定めるものとする。

**施行期日**

1. 一年単位の変形労働時間制の適用(第5条関係)については令和3年4月1日  
2. 業務量の適切な管理等に関する指針の策定(第7条関係)については令和2年4月1日